

国民年金法等の一部を改正する法律等の 一部を改正する法律案について

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日提出)

1. 法案の趣旨

- 長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度について、国庫は、交付国債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

※ 平成25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度については、必要な税制上の措置を講じた上で、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。

- ② 平成24年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで：3分の1 平成21年度から23年度まで：2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

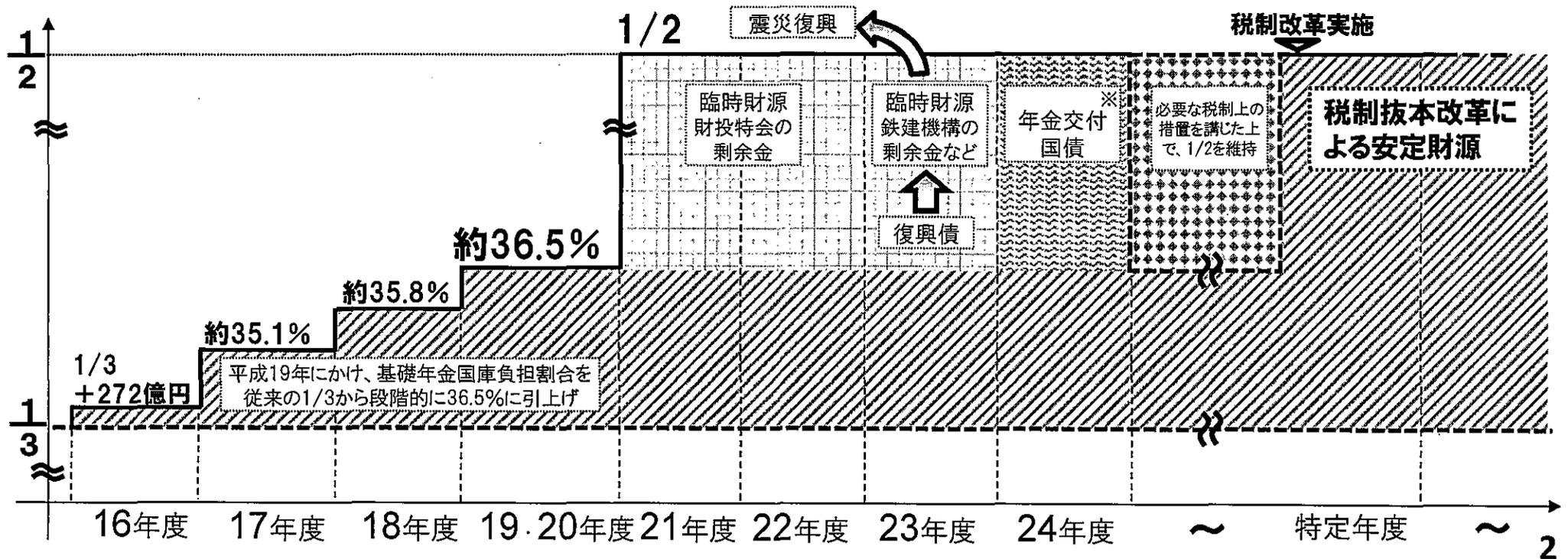
3. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 平成24年4月1日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日

基礎年金国庫負担1/2の実現について

- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、「平成24年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について」（H23.12.22財務・厚生労働大臣合意）において、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される年金交付国債により「1/2」を確保するものとしている。
- 25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度は、必要な税制上の措置を講じた上で「1/2」を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。
- 税制抜本改革の実施によって安定財源が確保された年度以降は、恒久的に国庫負担「1/2」を実現。

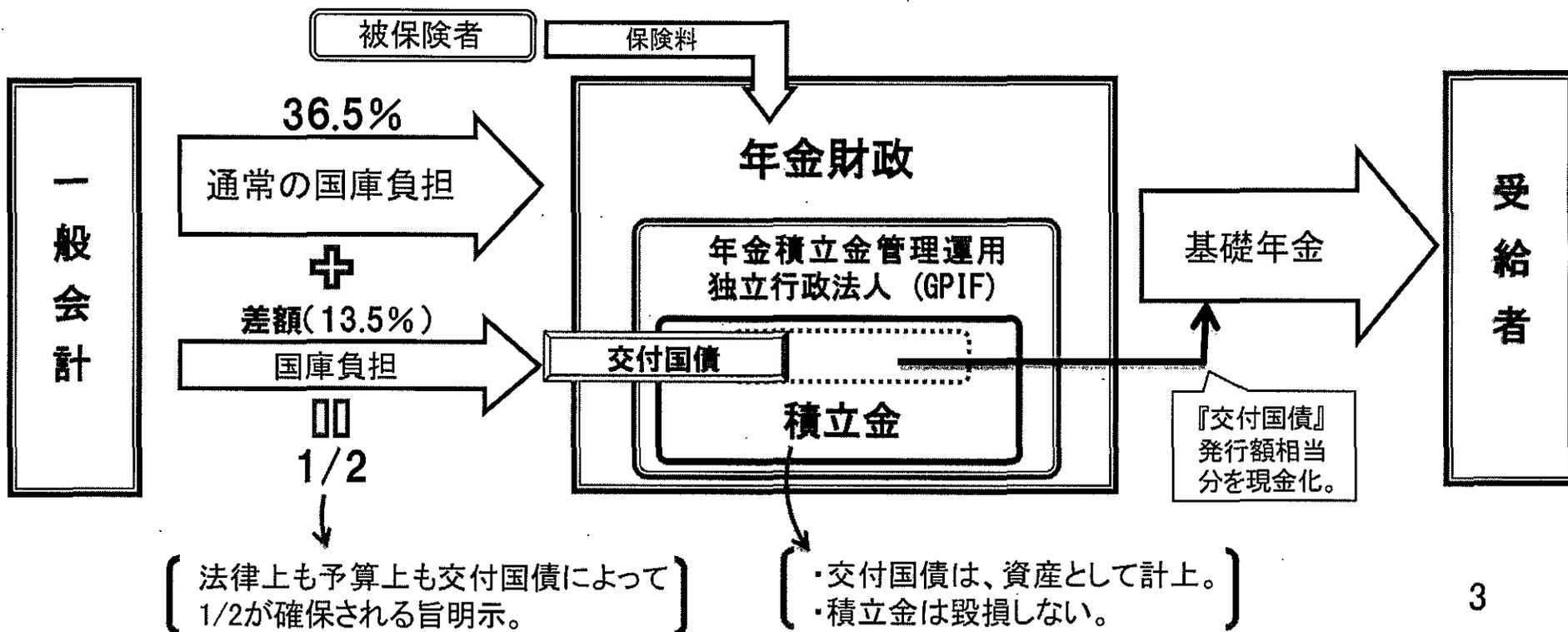
※ H23.12.22 財務・厚生労働大臣合意による。



年金交付国債と基礎年金国庫負担1/2の仕組み

- 平成24年度の基礎年金国庫負担は、1/2とする。(予算関連法案として提出)
- 具体的には、36.5%分は、通常の国庫負担で、
1/2と36.5%の差額分は、『年金交付国債』(2.6兆円+運用収入見込み分)をもって負担。
※ 運用収入見込み分は、一般の国債の運用収入と同等になるように設定。
- 『年金交付国債』の具体的な償還(=現金化)スケジュール(何年間で償還するか、毎年いくらずつ償還するか等)は、消費税増税の具体案の決定に併せて、別に法制化。(予算非関連法案)

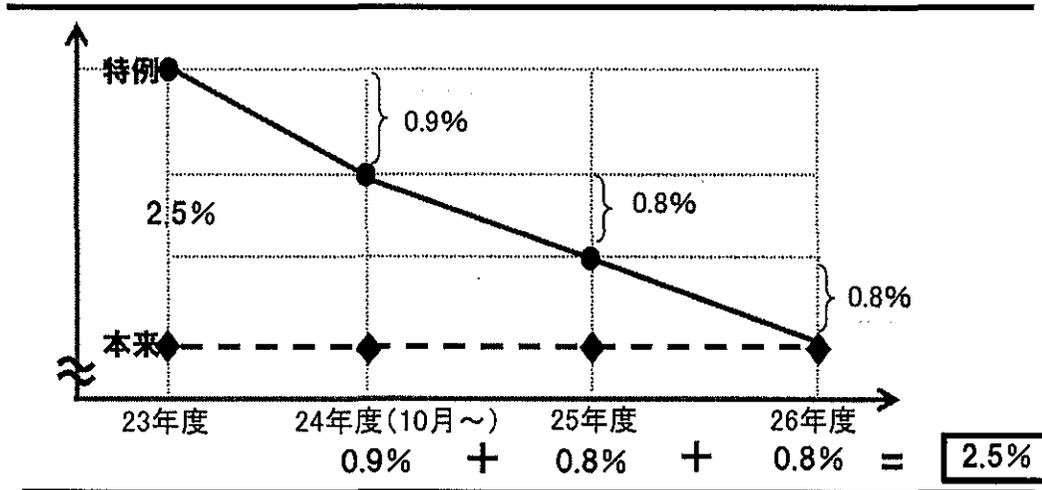
法律・予算に明記



特例水準の解消について

- 過去(平成11～13年)、特例法でマイナスの物価スライドを行わず、年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことなどにより、現在2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額が支給されている。
- 特例水準の存在により、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約7兆円(基礎年金・厚生年金給付費の合計)、年金の過剰な給付があったと指摘されている。
- この特例水準について、早期に計画的な解消を図る観点から、平成24年度から平成26年度の3年間で解消することとする。なお、平成24年度は10月から実施する。

＜概念図＞ (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



※ 平成24年4月には、23年の物価下落に応じて▲0.3%の物価スライド(マイナス改定)を行う。
 ※ 物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

＜年金額の推移＞

| 年度 | 基礎年金 | 厚生年金 (標準世帯) |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| 平成23年度 | 65,741円 | 231,648円 |
| 平成24年4月～ (政令改正で措置) | 65,541円 (▲200円) | 230,940円 (▲708円) |
| 平成24年10月～ | 64,941円 (▲600円) | 228,823円 (▲2,117円) |
| 平成25年度 | 64,400円 (▲541円) | 226,925円 (▲1,898円) |
| 平成26年度 | 63,866円 (▲534円) | 225,040円 (▲1,885円) |

特例水準解消の意義

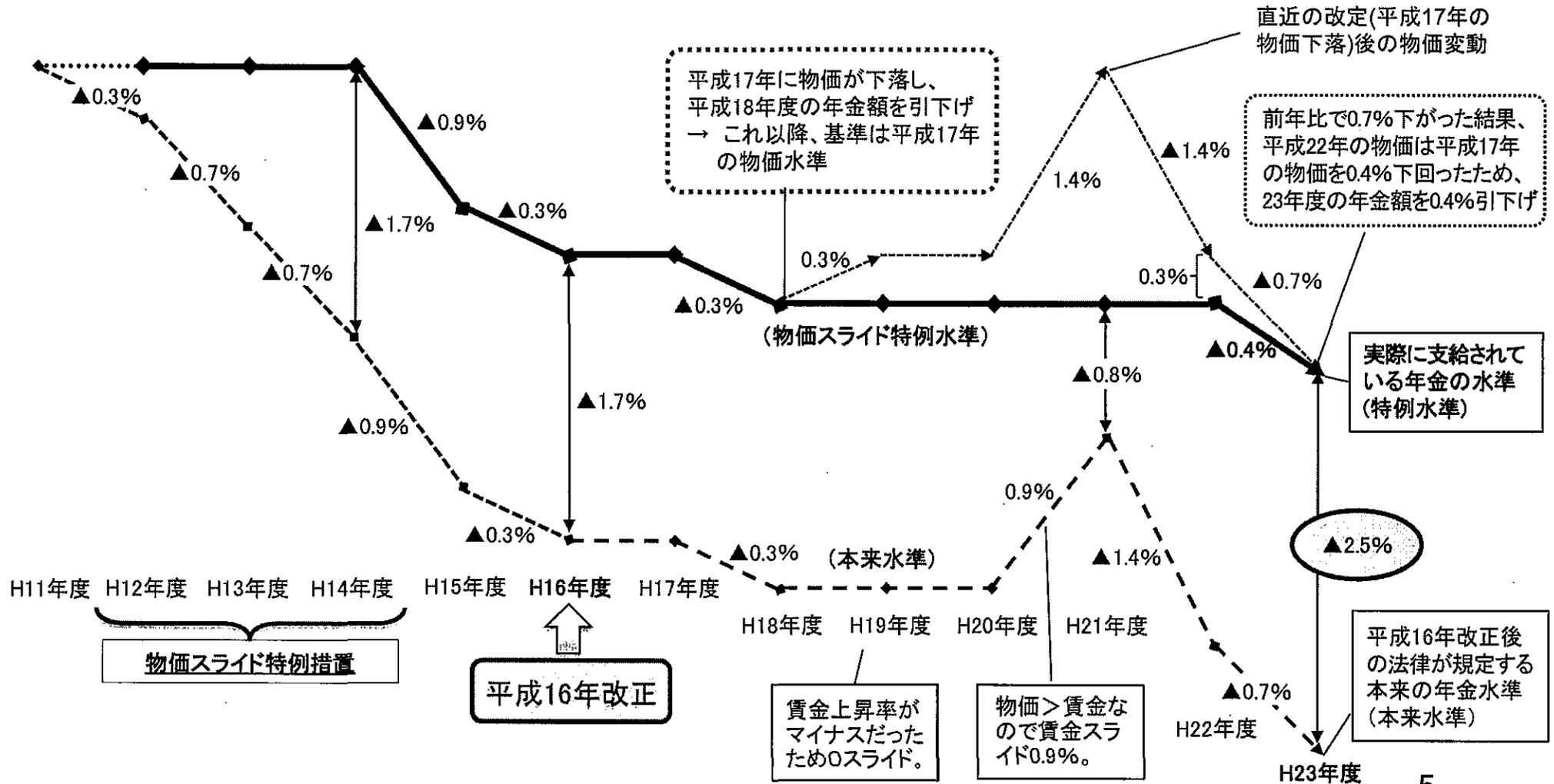
- 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図る。



- ・現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげる。
- ・世代間の公平を図る。

特例水準と本来水準の推移について

- 現行のスライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成23年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。



国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

平成二十四年度における基礎年金に係る国庫負担割合について、国債を発行し、交付することにより二分の一とする等の措置を講ずるとともに、平成二十二年以降の各年度における年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について段階的な適正化を図る等のため、所要の措置を講ずること。

第二 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 平成二十四年度における基礎年金給付費に対する国庫負担

1 国庫は、平成二十四年度について、三十六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額のほか、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとし、その負担は、3による国債の発行及び交付により行うものとする。 (附則第十四条の三関係)

2 政府は、1の負担を行うため、国債を発行することができるものとする。 (附則第十四条の四第一項関係)

3 政府は、予算で定める額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した

一頁

額の合算額に相当する額の国債を発行し、これを年金積立金管理運用独立行政法人に交付するものとする。 (附則第十四条の四第二項関係)

二頁

4 3により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定めるものとする。 (附則第十四条の四五項関係)

5 2から4までのほか、2により発行する国債に関し必要な事項を定めるものとする。 (附則第十四条の四第三項、第四項及び第六項関係)

二 国民年金の保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算

国民年金の保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一と算定する等の措置を講ずること。 (附則第十条第一項及び第十四条第二項関係)

三 年金額の改定の特例措置の段階的な解消

1 年金額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成二十五年年度までの間とし、平成二十六年以降は適用しないものとする。 (附則第七条、第八条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第五

十二条、第五十三条及び第五十四条関係)

2 年金額の改定の特例措置に基づく平成二十四年度及び平成二十五年度の年金額について、物価変動率又は名目手取り賃金変動率を基準とする改定と併せて、〇・九パーセント(平成二十五年度にあつては〇・八パーセント)の適正化が図られるよう改定する措置を講ずること。(附則第七条の二、第八条の二、第二十七条の二、第二十八条の二、第二十九条の二、第五十二条の二、第五十三条の二及び第五十四条の二関係)

第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

一 国家公務員共済組合法について、第二の一の改正に準じた改正を行うこと。(附則第八条の三から第八条の五まで関係)

二 国家公務員共済組合法による年金である給付について、第二の三の改正に準じた改正を行うこと。(附則第四条から第五条の二まで、第七条、第七条の二、第二十五条及び第二十五条の二関係)

第四 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正

私立学校教職員共済制度について、第二の一の改正に準じた改正を行うこと。(附則第二条の二から第

三頁

二条の五まで関係)

第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

一 地方公務員等共済組合法について、第二の一の改正に準じた改正を行うこと。(附則第八条の二及び第八条の三関係)

二 地方公務員等共済組合法による年金である給付について、第二の三の改正に準じた改正を行うこと。

(附則第四条から第五条の二まで、第七条及び第七条の二関係)

第六 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正

特例年金額を算定するに当たって算定する統合日前日の年金額について、平成二十四年度については、〇・八パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずるとともに、平成二十五年度以降の年度の当該年金額は、老齢厚生年金等の再評価率と同様に改定することとする措置を講ずること。(附則第三十

一条、第三十一条の二、第三十二条、第三十六条から附則第三十九条まで、第四十一条、第四十二条及び第四十四条関係)

四頁

第七 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正

児童扶養手当法による児童扶養手当等について、第二の三の改正に準じた改正を行うこととし、手当額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成二十五年度の月分までとし、平成二十六年以降は適用しないものとするとともに、手当額の改定の特例措置に基づく平成二十四年度及び平成二十五年度の手当額について、物価変動率を基準とする改定と併せて、それぞれ〇・六パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずること。(第一項及び第二項関係)

第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十四年四月一日から施行すること。ただし、第二の三、第三の二、第五の二、第六及び第七に掲げる事項は、平成二十四年十月一日から施行すること。

二 経過措置

1 平成二十四年十月前の月分として支給される年金たる給付等について、所要の経過措置を設けること。(附則第二条、第四条、第五条、第八条及び第九条関係)

五頁

六頁

2 第二の一の1(第三の一及び第四におけるこれに準ずる改正を含む。)は、別に法律で定める日までの間は、適用しないものとする。(附則第三条、第六条及び第七条関係)